

○鹿児島大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する申合せ

平成16年4月1日

研究科長裁定

平成19年5月25日一部改正

平成21年2月13日一部改正

平成21年12月18日一部改正

平成22年4月12日一部改正

平成23年1月14日一部改正

平成24年2月3日一部改正

平成27年2月6日一部改正

平成27年7月10日一部改正

平成29年9月8日一部改正

令和3年7月9日一部改正

令和3年11月18日一部改正

令和7年6月13日一部改正

令和7年9月12日一部改正

鹿児島大学大学院連合農学研究科の学位論文の審査等に関する細則(以下「細則」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり定める。

1. 課程修了による学位論文提出要件の主論文となる論文は、別に定めた「学位論文審査等に関する申合せにおける主論文の要件等について」を満たしたレフェリー制のある学会誌又はこれに準ずる学術雑誌にファーストオーサーとして発表した学術論文(共著論文を含む。)を、2編以上有するものとする。ただし、うち1編は、代議委員会で承認のうえ、以下の論文を含むことができる。

- ① 本研究科入学前の論文
- ② 複数名のファーストオーサーによる論文：筆頭著者以外の場合理由書(任意様式)を提出する。
- ③ 短報等full-length以外の論文：full-lengthに相当する理由書(任意様式)を提出する。

2. 論文博士の学位論文提出の主論文となる論文の要件は、次のとおりとする。

(1) 本研究科を単位取得後退学、或いは満期退学(平成20年度以前に入学し、本研究科に3年以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、60時間以上の共通セミナーを受講し退学した者をいう)した者は、課程修了による学位申請者に定めたファーストオーサーの主論文を3編以上有するものとする。ただし、うち1編は、代議委員会で承認のうえ、以下の論文を含むことができる。

- ① 本研究科入学前の論文
- ② 複数名のファーストオーサーによる論文：筆頭著者以外の場合理由書(任意様式)

を提出する。

③ コレスポンディングオーサーの論文：理由書(任意様式)を提出する。

④ 短報等full-length以外の論文:full-lengthに相当する理由書(任意様式)を提出する。

(2) (1)以外の者は、課程修了による学位申請者に定めたファーストオーサーの主論文を5編以上有するものとする。ただし、うち1編は、代議委員会で承認のうえ、以下の論文を含むことができる。

① コレスポンディングオーサーの論文：理由書(任意様式)を提出する。

② 貢献度の高いファーストオーサー以外の論文：理由書(任意様式)を提出する。

③ 複数名のファーストオーサーによる論文：筆頭著者以外の場合理由書(任意様式)を提出する。

④ 短報等full-length以外の論文:full-lengthに相当する理由書(任意様式)を提出する。

3. 提出する学位論文は、和文又は英文によるものを提出する。

4. 第1及び第2第(2)に定める共著論文については、共著者の承諾書を提出し、他の学位に使用されないことを条件とする。

5. 主指導教員は、学位論文の提出に当たっては、副指導教員と十分な協議を行うものとする。

6. 審査委員会委員のうち指導教員以外の委員は、原則として主指導教員資格者とする。ただし、相当の理由がある場合は、副指導教員資格者を充てることができることとし、その場合は、理由書を提出する。

なお、委員のうち1名は、岩手大学、東京農工大学、岐阜大学、鳥取大学及び愛媛大学の連合農学研究科主指導教員資格者を充てることができる。

7. 前項の規定に関わらず、審査委員会には1名の登録委員を加えることができる。

また、登録委員については別に定める。

8. 細則第7条第5項の規定により、細則第5条第2号に掲げる者の資格審査の基準は、以下のとおりとする。

論文博士の申請者については、以下の研究歴(注)を有すること。

(1) 修士課程修了者においては修士課程修了後5年以上の研究歴を有すること。

(2) 大学学部卒業生においては大学学部卒業後8年以上の研究歴を有すること。

(注) 研究歴とは、大学、公的研究機関又は企業等の研究機関に従事した期間、又は大学の研究生、専攻生及び研究員として研究に従事した期間

9. 細則第5条第1号に掲げる者で、退学後3年以内に学位を申請した者は、課程修了による学位申請者に準じた取り扱いとし、3年を超えた場合は、この資格を失効するものとする。

10. 審査委員会は、公開審査会を開催するものとする。

- (1) 公開審査会は、原則として主査が所属する大学において行うものとする。
ただし、課程修了による学位申請者に係る公開審査会は、原則として当該学位申請者の配属大学において行うものとする。
- (2) 公開審査会の開催にあたっては、開催日の1週間前までに申請者氏名及び論文題目並びに開催日時及び場所を本研究科ホームページに公表するものとする。
- (3) 申請者は、公開審査会においては、日本語あるいは英語で発表するものとする。

11. 博士(学術)の学位を授与する場合の判定方法等については、次のとおりとする。

- (1) 主査となる教員は、当該学位論文の内容を慎重に検討したうえで、学際的領域等の分野に該当し、博士(学術)の学位の授与が適当と判断した場合、最終試験結果の要旨(学位第10号様式)又は学力確認結果の要旨(学位第11号様式)にその理由を明記し、申請する。
- (2) 主査となる教員は、研究科教授会において、博士(学術)の学位が妥当である旨説明するものとする。
- (3) 研究科教授会は、上記の説明等に基づき慎重に審査の上、博士(学術)の学位授与の判定を行うものとする。